

唐の韓鄂『四時纂要』について

天野 元之助

一

長年、亡佚した書として伝えられた『四時纂要』が、東京の山本書店主山本敬太郎氏によって発見され、一九六一年十一月、守屋美都雄博士の解題を附して、影印本として公刊された。

山本氏所蔵本は、縦二五・七センチ、横二二センチの線装本で、九十葉、二二字十一行、はじめに「四時纂要序」あり（撰者名を缺く）、本文は、春令正月、春令二、三月、夏令四、五、六月、秋令七、八、九月、冬令十、十一、十二月の五卷に轉まり、最後に「大宋至道大歲丙申九月十五日施元吉の雕字記」、「杭州潘家彫、音義」とともに、「萬曆五年柳希潛の跋」、ならびに「萬曆十八年朴宣の跋」あ

り、末行に「慶尙左兵營開刊」とある。すなわちこの度上梓された『四時纂要』五卷本は、明の萬曆十八年（1590）韓國の蔚山郡下廂面で、宋の太宗至道二年（996）杭州の民間刻本にもとづいて、重刻されたものである。

さて本書に附せられた守屋君の「解題」（四〇ページ）は、誠に周到なもので、撰者名を缺く本書を以て、唐の韓鄂の『四時纂要』そのものだと言われた點など、是非一讀すべき充實した内容をもっている。

氏はまた『大阪大學文學部紀要』第九卷（昭和三七・年刊）に「唐・五代歲時記資料の研究」を發表され、そこで此の書について述べられた（四七—八四ページ）。

撰者韓鄂（また韓諤につくる）の經歷は、全然判らない

が、本書の自序に、『韋氏月錄』（韋行規撰『保生月錄』）を批評しているので、その點から唐末五代の人と見られる。このことは、すでに北京農業大學教授王毓瑚君の『中國農學書錄』（一九五七年中華書局刊、四三ページ、一九六四年農業出版社刊（改訂本）四八ページ）に明らかにされている。

つぎに此の書がどこで撰述されたか、従つてそれに盛られた内容が、主として華北か、それとも華中のことがらか、確言できないが、後述するように、書中に説くところの農事は、主として北方のものと、私はみている。

さらにその撰述の意圖は、本書の序に、

余是以編（徧）閱農書、搜羅雜訣、廣雅・爾雅則定其土產、月令・家令則叙彼時宜、采范（汜）勝種樹之書、掇崔寔試穀之法、而又韋氏月錄傷於簡闕（缺）、齊民要術弊在迂疎。今則刪兩氏之繁蕪、撮諸家之術數云々

とある。これには、末尾に撰者の名を闕くが、宋の秘書監陳騭等原撰『中興館閣書目輯考』卷四、農家の條には、

（四時纂要十卷）

〔原釋〕

（韓）鄂采諸家農書、紀風

雲之候、錄三種殖之法、下及方書蓄產之事、皆載、天禧中頒其書於諸道、鄂自序曰、

として、上引の文を約言して載せており（『古逸書錄叢輯之四』の二三葉ウラにみゆ）、南宋の晁公武『昭德先生郡齋讀書志』卷第十一、農家類 四時纂要五卷にも、この自序に基づいたものが誌され、（王先謙合校本、卷十二の九一十葉にみゆ）、撰者韓鄂が諸家の農書から、自然の運行を記し、種植の法から醫藥の處方・畜産のことに及び、それも「月令」風に叙述し、故萬國鼎君の言葉をかれは、「全書およそ四萬三千字、分かつて五卷とし、體例はほぼ〔後漢の崔寔の〕『四民月令』と同様、月を逐うてまさに做すべき事柄を列舉している。しかしそこには、三つの重要な相違點がある。（一）具體的な農業技術を叙述し、さらに「農家曆」の性質を象どっている。（二）占卜・禁忌等がおよそ書物全體の十分の四を占め、迷信的な部分が大いに發展している。（三）『四民月令』ほどには濃厚な地主經營の色彩を具有していないと（韓鄂『四時纂要』、『中國農報』一九六二年五月十日刊、三三三ページ）。また王毓瑚氏も、「書中、占候に屬するもの、及び各種の迷信的な文字が、全書の篇幅

の十分の四以上を占め、飲食烹飪を談ずるものが、一定の比重を占め、全體をみると、體裁は後の明代民間に流行した「通書」(こよみの類)によく似たものである。引用した書も、半数以上は迷信に屬する性質のもので、ほんとうの前代の農書は、實際にはただ『齊民要術』・『山居要術』・『保生月錄』・『地利經』等の數種だけ、それも最後の二書は、各々一條引かれているだけである」と(『中國農學書錄』一九六四年改訂版、四九ページ)。

いま本書卷之一 正月 のところを繙くと、まず天文曆象のことが出て、占卜のことが長々とみられる。すなわち晦朔占・歲首雜占・月內雜占・立春雜占・占月影・占雲氣・占風・占雷・占雨・占六子・師曠占・占八穀と、八七行(毎行二二字)を費しており、次に正月の行事として、爆竹・屠蘇、七日齋戒・鬼鳥、十五日齋戒等のが十五行見え、つづいて正月の禁忌として、遠行・商賈・刑罰・嫁娶・架屋・喪葬・讓鎖・讓鼠・食忌等に關したものが六〇行を占め、更に正月の行事が六行出てから、はじめて農書らしい記載を見出すことができる。守屋氏の言葉をかれば、植樹・耕栽・醸造・辟虫法・耕牛法・治牛羊疫方等に

關したものが一四一行あって、最後に月令に違背したときにおこる災害のことが五行あって、正月の項が終る。二月以下も、體例はほぼ同じで、守屋氏はこのはじめの部分の占卜・慣行・禁忌に屬する部分には、中國人の民俗を知るために興味ある文が多く含まれていて、有益である。唐・五代のころ、この種の民俗關係の記事をこれだけ系統立てて豊富に記した文獻は、他に見當らないように思うと、推獎された(二〇ページ)。

いったい此の書については、『宋會要輯稿』食貨農田雜錄に、天禧四年(1030)利州路轉運使李昉の上奏からして、時の天子眞宗は館閣に詔して、この書と後魏の賈思勰『齊民要術』を校勘・雕印させ、諸路の勸農司に賜うたとある。この記事は、『續資治通鑑長編』卷九五、『宋會要輯稿』職官勸農使の條、『玉海』卷一七八食貨農書の條や、『文獻通考』經籍考子部農家類にも、記述されて來たが、この刊本は今日傳わっていない。明の葉盛『茶竹堂書目』卷五農圃、同じく陳第『世善堂藏書目錄』下各家六、同じく楊士奇ら奉勅撰『文淵閣書目』卷十五農圃などに、この書を著録したが、これらが上記の官版であったか、明らかでな

い。また故・松崎鶴雄氏によれば、この書は、明の『永樂大典』中に輯められたが、その後、清になって江西省萍郷の文廷式が、この『大典』本を珍藏していた。しかし彼の死後、その遺族がこれを賣り出したとのことである（『永樂大典に就て』、『滿蒙』昭和十二年四月號）。

ところで、今日、宋の太宗至道二年（999）施元吉の家刻本に據った朝鮮本が、世に出た。それは、上記の眞宗天禧四年刊本より足がけ二十五年も早く上梓されたが、家刻本だけに充分の校勘もされずに出されたので、これまで種類の書に引かれた文章と對比して、誠に多くの異同が発見され、萬國鼎氏も言われたように、「この影印本には、頗る錯字・脱字があり、その中の材料の來源も、一步進めて核對（照合）と考證をする必要がある」。この點、すでに守屋君も手がけられ、南宋の周守忠の『養生月覽』をはじめとして、二十種の書籍に引かれた本書引文を検討され、本書四一—六八ページに「諸書所見『四時纂要』斷章と影印本の對照表」を示され、そのなかで十六種の書籍と對照された。

さて此の朝鮮本（影印本）を見るまで、私も唐代農書と

して注目すべき本書の片鱗でも知らんものと、宋の陳元靚『歲時廣記』四十卷（『十萬卷樓叢書』二編に輯む）から十九章句と、守屋君の未見の明の瞿祐『四時宜忌』一卷（『居家必備』卷六に輯む）から十五章句を見出したが、いずれも占驗・俗信・家庭療法といったようなもので、實はがっかりしていた。

これらの章句は、おそらく上記の『韋氏月錄』すなわち唐の韋行規『保生月錄』一卷から援用したもので、因みに『韋氏月錄』は佚して傳わらないが、馬端臨『文獻通考』卷二〇六經籍考に、晁公武『郡齋讀書志』を引いて、「十二月に分ち、毎月の攝養・種藝・祈禳の術を雜記す。李昉これが序をつくる」とある。（もともと『昭德先生郡齋讀書志』卷十二農家類 保生月錄には、最後の一句を闕く）。これについては、『中國農學書錄』一九六四年刊、四七—四八ページを併着されたい。

幸い此の書を手にして、私は早速この中から農業關係の記事を拾い出す仕事を始めた。すると、そこに元の司農司撰『農桑輯要』に引かれる『四時類要』の文章と一致する

ところが、極めて多いことを發見した。この點、周藤吉之博士がすでに「南宋の農書とその性格」(『宋代經濟史研究』一九六二年刊、一六ページ)で、「四時類要」は：『四時纂要』の類ではないかと思われる」と發言され、また王毓瑚教授は「この書は、金朝統治下の人が『四時纂要』を基礎として改編して成ったものだという可能性がある」とされたが(『中國農學書錄』一九六四年刊、一〇九ページ)、守屋博士は『農桑輯要』所引の『四時類要』の全部について、影印本の中の對應文を探されて、三〇—三四ページに一覽表を示し、その「摘要」欄でもって「類要の方に若干脱字が多い」とか、「纂要の方が三字多く、すぐれている」とか、「ほぼ同文。類要によって纂要を二字補正できる」とか、「纂要が若干すぐれるが、類要によって二字補正できるところもある」など、列示され、『農桑輯要』を手がかりとして見る限りでは、『四時類要』と『四時纂要』とは、同書の異名と見るべき公算が多い」とせられ、そして「我々は、今後、『四時纂要』をひもどくに當って、それを『類要』と對比させつつ、原文の誤脱を相當多く補正しうる見通しをもつことができた」とせらる(三四—三五ページ)。

私のように中國の農業史を勉強している者にとっては、この一覽表がこの上無くありがたいのだが、前述の「諸書所見『四時纂要』斷章と影印本の對照表」とちがつて、誠に不親切な表で、引文との對比を缺き、守屋君自身は影印本の誤脱を補正されようが、本書を繕く者にとっては、『農桑輯要』を坐右において、一々對比してみなければならぬ。萬國鼎氏もいわれたように、この朝鮮本は訛字・脱字の多い本だけに、誠に讀むのに苦勞する。しかも本文(影印箇所)の上下欄がかなりの空白をもっている。眺める本ではなく、この中から學びとらんとする人たちの爲を考えて公刊されるなら、守屋君が努力して對校された成果の主要なものだけでも、この空白を利用して、活字に組まれたなら、どんなにか感謝することだろう。

二

右はさておき、この朝鮮本から農業關係の記事を拾い出すと、後魏の「賈思勰」『齊民要術』、漢の「汜勝之書」(本書には「范勝書」とある)、後漢の崔寔(『四民月令』)の

名で引用されたものを發見すると共に、自序にもある如く『齊民要術』の繁蕪な部分を刪つて、その文を挿入した箇所を少なからず見出す。それには、『要術』の名の出いていないものが多い。まず『齊民要術』云とある引文を、農業總合研究所で影印出版された金澤文庫本『齊民要術』（卷三、缺）や『四部叢刊』に轉められた鄧氏羣碧樓藏明鈔本（影印）『齊民要術』のそれと對校すると、その引文は正確に引かれたとは言えない。この點、守屋氏も『國學基本叢書』の『齊民要術』と對校され、その旨述べられた（二三—二五ページ）。

ちなみに解題、二四ページ末行の「中戊前爲下時」は、「中戊前爲中時^{用子} 下戊前爲下時」とすべきで、脱文があるから補足しておく。

いま正月の條で、栽培のことを述べた部分は、『要術』に據ったところが澤山出て来る。たとえば本書一七ページの「○種冬瓜、是月晦日傍牆區種之、區圓二寸深五寸、著糞種之、苗生以柴引上牆、每日午後澆之」は、『要術』卷二種瓜第十四に出てきて、「區圓二尺」とあり、本書はあやまって「二寸」としたものだ。もちろん尺寸が後魏と

唐とで相違するが（拙稿「中國畝制考」『東亞經濟研究』復刊第三輯、一九五八年刊、八ページ参照）、その點はあずかるとして、「毎日午後澆之」は、『要術』には「早則澆之」とするから、ここに韓鄂の文章が出てくる。尤も、『種冬瓜』の次にのる「種葵」の文も、『要術』卷三種葵第十七に「地不厭良、故墟彌善」とあるのに、「墟」の字を脱して「地不厭良、故彌善」（六行目）としたのは、やはり『要術』を引いて誤ったとみられる。尤も十一行目の「秋稻、須俟露晞（かわく）」は、『要術』の「凡稻必待露解」に對應し、「晞」の方が文字として雅だという感じがする。ところで、この葵の記事には、『要術』にみえない文字も出てくる。すなわち「晦日種之。神仙種法、臨種必須乾嚙子、其子千歲不喝」とあるのが、それである。この段「要術」は、「臨種時必曝曬葵子」とあって、夾注に「葵子雖經歲不涸。然濕種者疥而不肥也」とみえ、むしろ『要術』の方が科學的である。そのあとに「深掘、以熟糞和中半」と『纂要』は誌すが、ここは『要術』に「深掘以熟糞對半和土覆其上、令厚一寸」とあって、よりハッキリしている。さらに澆水する程度が、『要術』では「下水令

徹澤、水盡下葵子」とあるが、『纂要』は「下水令徹濕滲、下葵子」とする。これも『要術』の方に軍配があがる。次の行(十行目)の「下以加糞」は、『要術』には「下水加糞」と正しく出ている。ところで、も一つ『要術』にみえぬ文が、最後に出てくる。曰く「若以穰草(わら)蓋、經多收子、謂之多葵子、入藥用」と。かく見て來ると、韓鄆の文から殆んど新しい事實が出て來ない。別言すれば、約四百年の間におこつた冬瓜や葵の栽培上の進歩が、殆んど見出せないことになる。

そこで私は、この書にみられる稻と麥の二つを採り上げて、『齊民要術』の記載と較べてみよう。稻作については、私はすでに拙著『中國農業史研究』二〇六—二一〇ページで、これを検討したことがある。すなわち二月の「種早稻」および五月の「栽早稻」の文章(三七—三八ページ及び八八ページ)は、『要術』卷二早稻第十二に據つたことは、兩書を對比すれば明らかで、しかも『要術』の早稻(おかぼ)が、ここでは「早稻」になっているのは、韓鄆その人か、それとも朝鮮本の誤刻であろうか。また三月の「種水稻」の文は、『要術』卷二水稻第十一と、その中に

引かれた崔寔『四民月令』の文を綴り合わせたものであることは、守屋君も説かれている(二八ページ)。従つて、「事、稻作に關する限り、『四時纂要』には華中・華南のユニークな記事は見當らない」と、守屋君も承認された。ただ此の文中、金澤文庫本も四部叢刊本ともに、「若歲寒早種、慮時晚即不漬種、恐牙焦也」とある夾注の文章の「早」は、この『纂要』によつて「早」の誤りなることが知られる。「すなわち『纂要』は、「若歲早、慮時晚、即勿浸種。恐芽焦不生。若春有雨、依此種、又勝擲者。」としている。尤もこれは私の意見で、西山武一君の邦譯にも、また石聲漢君の『今釋』にも、採り上げられてないところであるが。

次に麥についてみれば、正月に「鋤麥。再遍爲良。又種春麥」(一六ページ)とあるが、これは『要術』卷二大小麥第十に、「正月三月勞而鋤之。三月四月鋒而更鋤」とあり、その夾注に「鋤麥倍收、皮薄麵多、而鋒勞鋤各待再遍爲良也」とみえ、終りに近いところに「崔寔曰、……正月可種春麥・脾豆、盡二月止」と『四民月令』が引かれているから、この文には新しいものは出て來ない。四月の

「貯麥種。要術云、是月擇大小麥熟穗、曝乾、白艾雜之。大約麥一石、艾一把、藏以瓦器、順時種之、則收倍於常」(七四ページ)の『要術』云の下十四字は、『齊民要術』には見えぬが、次の麥一石以下の文は、『要術』收種第二に『汜勝之書』曰として引くところ。しかもそれには、瓦器の下に「竹器」の二字が加わっている。且又そこには、「取麥種、候熟可穫、擇穗大疆者、斬、束立場中之高燥處。曝使極燥。無令有白魚。有輒揚治之。取乾艾雜藏之」とあるから、この條も漢の汜勝之の後塵を拜している。ちなみに守屋君は、この『要術』を以て王旻の『山居要術』からの引用文だろうとされたが(二二—二二ページ)、氏は大小麥第十のみあたって、卷一收種第二を見落とされたからであらう。

また二六ページのそれも『齊民要術』卷六養羊第五十七に、一一一ページのそれは卷八作陂第七十二に、一五三ページのそれは卷一種穀第三の『汜勝之書』のものに、それぞれ據ったと、私は想定している。

五月の「嘆麥地」の「是月不嘆而種、則寡矣。同六月」(八四ページ)も、『要術』の「大小麥皆須五月・六月嘆

地(不嘆地而種者、其收倍薄)」に據ったことは、明らかだ(カッコ内は夾注である)。六月の「煞大小麥。今年收者、於此月取、至清淨日掃庭除、候地毒熱、衆手出麥薄攤、取蒼耳碎剉、和拌曬之、至末時及熟收、可以二年不蛀。若有陳麥、亦須此法更曬、須在立秋前。秋後則已有蟲生、恐無益矣。齊民要術云、宜以蒿圖窖、則不蛀」(九八—九九ページ)は、注目に値する文章である。終りに引かれた『齊民要術』云は、大小麥第十に「今立秋前治訖(立秋後則蟲生)、蒿艾簞盛之良(以蒿艾蔽窖埋之亦佳。窖麥法、必須日曝令乾及熟埋之)」の夾注の文に據ったのであらう。從つて「圖窖」は、「蔽窖」が正しからう。

ところで、前段の收麥後、晴れた日に麥を地面にひろげ、蒼耳(オナモミ)を碎剉して、拌ぜてよく曬し、熱氣を含むのを收貯すれば、二年は蛀がつかぬとの貯藏法は、私の知る限り、これが最初である。尤も晒乾熱藏のことは、後漢の王充『論衡』商蟲篇に、「藏宿麥之種、烈日乾暴、投於燥器、則蟲不生」云々とあるし、上述の前漢の『汜勝之書』にも、曝燥するとあり、さらに乾いた艾を拌ぜて防蟲の措置を教えている。

いま韓鄂のしるす「蒼耳」のことは、その後、元の魯明善『農桑衣食撮要』六月 曬小麥の條に「宜三伏日曬極乾方收。用蒼耳・辣蓼同收之」とあり、明の俞貞木『種樹書』には「曬麥之法、宜烈日之中、乘熱而收。仍用蒼耳。葉或麻葉、碎雜其中、則免化蛾」として、後代に繼承された。なお元の『農桑輯要』卷二大小麥では、『四時類要』の名で之を引用している。

さらに八月の「種大麥。此月中戊社前並上時、每畝用子二升半。下戊前爲中時、每畝用子三升。下旬及九月初爲下時、每畝用子三升半」も、『要術』大小麥第十にみえ、「並上時」は正しく「爲上時」とあり、「擲者畝用子二升半」と夾され、明瞭に播種の法として「擲」が出てくる。なお八月末九月初の場合には「用子三升半或四升」としている。ところで次の「種小麥」では、「宜下田。齊民要術歌云、高田種小麥、終久不成穗。男兒在他鄉、那得不憔悴」までは、『要術』大小麥第十の「小麥宜下田」の夾注に「歌曰」とあるのを引いたものだが、『要術』には「終久」を「稔穰」としている。『纂要』は、つづいて「上戊前爲上時、種者一畝用子一升半。中戊前爲中時、一畝二升。下

戊前爲下時、一畝二升半」とあり、これ又『要術』にみえ、「八月上戊社前爲上時。（擲者用子一升半）」云々としている。ところが、そのあとに『纂要』は、「此月初相爭十日而用種、便相違如此。力田者得不務及時」としているのは、韓鄂の言葉であらう。

つづいて『纂要』は、

漬麥種。若天旱無雨澤、以醋漿水并蠶矢、薄漬麥種、夜半漬露却向辰速收之、令麥耐旱。若麥生色黃者、傷折太稠。稠者鋤令稀。以棘柴糶之、以擁麥根、則麥茂。大麥皆須五六月曠地。不曠收必薄。

とする。これは『要術』に引く『汜勝之書』の「若天旱……以壅麥根」の六八字からとったもの。そして「曠地」とは、『要術』の文であり、それは既に五月の條にちよつと出ている。ところで『纂要』の漬麥種は、『汜勝之書』の文に據ったが、『要術』に引くところは、より詳細明瞭である。すなわち『纂要』の「夜半漬露却向辰速收之、令麥耐旱」はハッキリせず、ここは『要術』に「夜半漬向晨速投之、令與白露俱下。酢漿令麥耐旱、蠶矢令麥忍寒」とある。尤もこの「速投之」は、『纂要』の「速收之」の方

がよいが、そのあとの「傷折太稠」の「折」は『要術』の「於」、「擁麥根」の「擁」は『要術』の「壅」に従うべきである。

ところで、撰者がとりあげた地域について、守屋氏も二七―二九ページで論ぜられ、この書に輯められた種々の記事が、華中・南の生活の實際をどこまで反映するものか、今後に課せられた問題だと、慎重な發言をされた。これに對し、萬國鼎氏は「書中に説くところの農事は、主として北方に屬するものである」とし、また篠田統博士は五月の「瘡藥名四神丹」(八二ページ)からして、「瘡」すなわちマラリヤは、華北が華中より一カ月早く出る。従ってこの記事からみて、華北的なものが多いとみられると、我々に教えられた(京都大學人文科學研究所技術史研究會にて)。私も亦、これら諸氏に同調し、主として華北が對象になったものと理解しており、それは麥の記事が稻のそれより豊富であるのも、一つの傍證とならう。

三

先にも言ったように、この書には誤字・脱字が多く、た

とえば初めにある序をみても、最初のページ七行目の「陸」は「阱」とすべきもの、同じく十一行目には一字脱しており、次のページ三行目の「編閱」は「徧閱」、四行目の「范勝」は「汜勝」、五行目の「簡閱」は「簡缺」の誤かと思うし、七行目に二字、八行目に一字を脱している。

本文で氣づいた誤字では、一ページ七行目の「宋賤」は「米賤」、九ページ六行目の「理敗履」は「埋敗履」、同じく十一行目の「拔狗耳」は「振狗耳」、十ページ七行目の「編叙」は「徧叙」、十八ページ十一行目の「半寸」は「半寸」、二二ページ一行目の「已來」は「已上」、二五ページ三行目の「毛不用至地」は「尾不用至地」、三四ページ十一行目の「斬草」は「斬衰」、三六ページ十一行目の「入米」は「八米」、三八ページ四行目の「就土」は「燥土」、同じく七行目の「廻」は「迴」、三七ページ十行目の「再鋤澇」は「再鋤澇」、同じく十一行目の「如概者」は「如概者」、三八ページ十一行目の「空曳澇」は「空曳澇」、三九ページ一行目の「不過三遍」は「鋤不過三遍」、四三ページ十一行目の「黃菁」は「黃精」、四四ページ三行目の「番種」は「糞種」、四五ページ十行目の「左者」は「左右」、四六

ページ四行目の「種^x一方」は「種^x一子」、五三ページ八行目の「下^x」は「底」、五四ページ七行目の「扶^x」は「扶」、七三ページ二行目の「黄^x花」は「桑花」、七六ページ六行目の「正屋漏^x」は「整屋漏」、八八ページ三行目の「早稻^x」は「旱稻」、同じく七行目の「神日^x」は「及辰日」、九二ページ六行目の空格二字は「富貴」、九三ページ一行目の「斬^x草」は「斬衰」、九四ページ六行目の「食之^x辟惡」は「食之辟惡」、九六ページ十行目の「三王^x寸」は「三五寸」、九九ページ三行目の「圖^x窖」は「蔽窖」、同四行目の「沙糯^x地」は「沙輦地」、同九行目の「如人體」は「溫如人體」、同十行目の「黄^x」は「黄衣」、同十一行目の「大濕^x……太乾^x」は「太濕……太乾」、一〇〇ページ三行目の「大氣^x」は「火氣」、一〇一ページ一行目の「末深^x」は「末深」、一〇九ページ五行目の「滂^x」は「勞」、一一七ページ五行目の「圖^x盡」は「圖畫」、一二二ページ五行目の「並上時^x」は「爲上時」、一二三ページ二行目の「傷折^x」は「傷於」、一三二ページ三行目の「斬^x草」は「斬衰」、一三四ページ四行目の「再滂^x」は「再勞」、一六六ページ七行目の「麤^x紗羅」は「麤紗羅」、一六七ページ四行目の「濃^x水」は

「膿水」、一七一ページ二行目の「翼^x」は「翼」の誤りであろう。

なお一つ、この朝鮮本には、明らかに後代の人の攪入したものが見られる。それは、三月の條、末尾の「種木綿法」の一文で（六四―六五ページ）、これを守屋君に傳えたところ、天野の發言は、「技術史研究の立場からの指摘であるが、書物の體例から考えても、四時纂要の他の月の殆んどが、その末尾に、その月に、別の月の時令を實施したら、いかなる災禍が起るかを書いて結びとしているのに、この三月の部と正月・十二月の部分だけが、蛇足のように別性質の記事を添えているのも、疑問といえれば疑問である」と、解題のなかで述べられた（三八ページ）。

ここでもた、萬國鼎氏の見解にふれておきたい。氏はいう、「種木綿法は、とくに人の注意を惹く。唐の時代に兩廣・雲南・四川では、既に棉をうえ布に織っていたが、北方ではまだ棉花は無かった。此の條は、また三月の最後におかれた一條であって、一般の排列の順序と合わないから、のちに添えられたもののようである。しかし元・明の書物には、すでに木棉と書かれているが、ここにはまだ木

綿と誌され、説くところの栽培技術も『農桑輯要』の水準に比して低く、かつまた言うところの七月十五日に木綿の田の四隅で鑼（どら）を打ち「擱金鏐」、終日角（つのぶえ）を吹けば、桃（みわた）「青桃」はおちないとの此の迷信説法は、それこそ此の書の迷信の精神と一貫するものである。このことからして又、これは後人の加入したもので無いようでもあり、少なくとも北宋初年の刻本には、すでに此の條があつた」と。これは、萬氏が『中國農報』一九六二年五月十日刊に「農史文獻簡介」として「韓鄂『四時纂要』」に發表されたもの。故人となつてのち、南京農學院中國農業遺産研究所から、氏が『中國農報』に書き残された十二篇の古農書簡介を纏めて、送り届けられたもので、ここに萬氏の遺稿を紹介しつつ、再會の機がもてなかつた氏の冥福を祈りたい。

さて本書は、こうした誤字・脱字や後人の摺入にかかるものを見出すけれども、守屋君もいわれるように、この書から他書の誤りをただす役割もはたしてくる。たとえば『齊民要術』に例をとると、卷一種麻第八で麻を漚する條の注であるが、「大爛則不任」とあるが、本書五月の「漚麻」

には「過爛則不任持」と出てくる（八九ページ）。また卷一收種第二に「汜勝之術曰、牽馬、令就穀堆食數口、以馬踐過爲種、無好妨等蟲也」（『農桑輯要』所引による）とあるが、本書九月の「辟好妨蟲法」には「凡五穀種、牽馬、就穀堆食數口、以馬殘爲種、無好妨蟲」とあり、馬の踐んだものを種子とするというより、馬の殘（喰い残し）を種子とするという方が、よさそうに思える。

四

最後に、本書が唐代の農書として、如何に評價されるか。私は本書のなから、若干の史料を拾い出し、以て本書を世に示された山本書店主山本敬太郎氏ならびに大阪大學教授守屋美都雄博士の功績に對し、敬意を表したい。

いったい唐代二九〇年間（618～907）に撰述された農書としては、則天武后の『兆人（民）本業』三卷（垂拱二年（880）撰）は、宋の王堯臣ら撰『崇文總目』卷三によれば、「農俗四時種蒔之法、凡八十事」とあり（宋の王應麟『困學紀聞』卷五にみゆ）。李淳風（陝西長安縣の人）の『演齊人（民）要術』は、『文獻通考』經籍考によれば、

「李淳風が嘗て賈思勰の『齊民要術』を演（布衍）した」とあり、また王旻の『山居要術』三卷、章行規の『保生月錄』一卷、王從徳の『農家事略』六卷などがあげられる（王毓瑚『中國農學書錄』一九六四年刊、三九—四〇、四七—四八、五一ページ）が、いずれもみな佚亡して傳わっていない。したがって、この韓鄂の『四時纂要』こそ、唐代の農書として、先ず以て注目されるのである。

そこで、本書の内容を検討すると、守屋君の指摘されたように、二十三種の書からの引用がみられるが、農業に關するものでは、主として『汜勝之書』・『四民月令』・『齊民要術』等といった數部の農書から採られたようだが、上の二書は『要術』に引かれているから、萬國鼎氏もいわれるように、「この書の農業技術の部分は、主として『齊民要術』から引かれているが、しかし文字は、頗る改動されている」。この點、私も先に指摘しておいたが、私の狭い理解の範圍で、とくに本書で特記すべき農業事項の若干を拾い出すと、正月の條で、「接樹」（つぎ木）の三四三三（一八一—一九ページ）がある。

これは、宋の吳惲『種藝必用』（胡道靜校註本、

一九六三年刊）の一九六條（五四—五五ページ）に、全文引かれており、互いに照合して、正誤が発見される。たとえば『纂要』一八一—一九ページの「別取本色樹皮一片、闊半寸」云々は、『必用』では「別取本色樹皮一片、長尺餘、闊三分」云々と出てくる。

また「雜種」のなかに「薔薇」が見出される（一九ページ）。

この「雜種」の全文（二〇字）も、『必用』二一條（一九ページ）にそのまま引かれている。

また「揀耕牛法」（二四—二五ページ）・「治牛疫方」（二五—二六ページ）・「收羔種」（二六—二七ページ）・「貯羊糞」（二八—二九ページ）の條のなかには、『齊民要術』卷六養牛馬驢騾第五十六・養羊第五十七に見出せぬ文章が出てくる。

二月の條では、「種韭」（七八字。三九—四〇ページ）が、韓鄂の筆にかかるものか。『要術』も高畦にし、灌水・施肥、さらに中耕のことを誌しているが、最初のつみとつた韭は棄てて、主人は食うなとする點、本書に一貫する俗信がここにも窺われる。

これも、『種藝必用』四二條（二三ページ）に若干の省略があるが、引用されている。言い忘れたが、この書には、韓鄆の名も、『四時纂要』の書名も見出せないけれど。

また『種署預』（四〇—四一ページ）で、唐の王旻『山居要術』と撰者不詳『地利經』が引用され、次の「造署藥粉法」も新しく見られ、「又」として撰者不詳『方山厨錄』の文が出てくる。

ちなみに『山居要術』からの引文は、ここだけでなく、四五ページの「種園籬」、一一〇ページの「種蔓菁」にも出、たんに『要術』とあって今日の『齊民要術』に見えない部分（例えば一二七ページの「收地黄」——『要術』卷五伐木第五十五の種地黄法と異なる——、一二八ページの「收牛膝子」、一六八ページの「藝田」）は、恐らく『山居要術』の文であろう。

尤もこの書は、亡佚の書とされているが、明の陳第『世善堂藏書目錄』農圃類に、王旻『山居要術』と著録されているから、明の萬曆ごろにはまだ存在

していたようだ。

さらに「種大胡蘆」の一九〇字（四五—四六ページ）は、「莊子魏惠王大瓠之法」と傳えられるが、これも新出のもの。

ちなみに魏の惠王の大瓠とは、『莊子』逍遙遊篇にみゆ。この文も『種藝必用』五一條（二五—二六ページ）に若干の省略はあるが見出され、『纂要』の「左者四莖合爲一本」は、『必用』の「左右四莖、合爲一本」が正しかろう。

次の「種茶」の一六七字、「收茶子」の三三三（四六ページ）が注目される。これについては、上海の胡道靜君の寄贈にかかる『中華文史論叢』第二輯（一九六二年刊）に輯められた氏の「讀『四時纂要』劄記」（一〇四ページ）の一文を紹介しておきたい。氏はいう、「これは、おそらく我が國古農書中、茶樹の栽培經驗に關する最も早い總結であろう。茶樹は、秦嶺線以南に産し、古代の北方農學者は、みなどうそれを處理するか、知らなかった。それ故、『齊民要術』は、それを「五檠果瓠菜茹非中國物產者」のなかに列している。唐代中期の陸鴻漸撰『茶經』三卷は、

茶學の專著であるが、その内容は、採・焙・煮・飲に詳しく、栽植には簡略である。『四時纂要』に記す種法で、當時の「華」中南の茶農がすでに掌握していた一系の栽培技術と套作法（茶未成開、四面不妨種雄麻・黍・稷等）が知られる」と。

三月では、「種薑」（一三三字、五五ページ）は、『齊民要術』卷三種薑第二十七より遙かに詳しくて好い。

また「種菌子」（一〇〇字、五七ページ）は、『要術』にみられぬものである。

六月には、「種蕎麥」（三四字、九六ページ）が出てくる。

蕎麥の傳來期は、よく問題にされ、文獻では『齊民要術』の卷一の前におかれた「雜說」に、「先耕蕎麥地、次耕餘地。……凡蕎麥五月耕。經三十五日草爛、得轉并種。耕三遍、立秋前後皆十日內種之」云々とあるのが初見のようだが、この「雜說」の著作年代が明らかでない。

『纂要』には、立秋が六月にあるときは、秋前十日にまき、立秋が七月だと、秋後十日にまくと述べ、七月の「雜

事」のなかでは「蕎麥を巢（うりよね）す」と出てくる（一一七ページ）。

なお唐では白居易（樂天 772—846）の詩に「獨出門前望野田、月明蕎麥花如雪」とか「蕎麥鋪花日」とうたっており、また溫庭筠（812—870?）の詩にも「日暮鳥飛散、滿山蕎麥花」と詠じ、唐代には蕎麥はかなり栽培されていたことがわかる。

七月の「種葱〔薤〕」（八七字、一〇九ページ）初めの部分は、『要術』卷三種葱第二十一に據っているが、この際、兩書ともまず前作に菹豆をまき、五月に掩殺して菹豆を綠肥にあて、七月によく耕して、一畝に四—五升（『纂要』は五升とす）をまくが、そのとき「炒穀」を種子にまぜて播種する。その際、二脚耬を使うところまで同じだが、『要術』ではたんに播種溝つくりには耬が用いられ、炒穀をまぜた種子は「簸瓠」（點葫蘆ともいう）に入れて、それを叩きつつ播種溝に落としてゆき、腰につけた「批契」（ベツセツ）で覆土してゆくのだが、『纂要』では、二脚耬の一眼はふさいで一方の一眼から炒穀を等量にまぜた種子を、耬脚の後方から落としてゆく。そして葱が出て

くると、縷の一眼を塞いでいた地中の土で培土するとして
いる。

八月では、「苜蓿」（一七字。一二三ページ）で「若不作畦種、卽和麥種之不妨。一時熟」と出てくる。すなわち「畦種」のことは、『齊民要術』卷三種苜蓿第二十九に見えるが、麥との間作は初見で、注目に値する。

また「種蒜」（八七字。一二三ページ）では、初めの三九字は「要術」卷三種蒜第十九に據ったようだが、後段は異なっており、唐代における蒜づくりの進歩が窺われる。

さらに「罌粟、尤宜山坡。亦可畦種」と出ている（一二三ページ）。

罌粟花については、清の吳其濬『植物名實圖考』卷二六、罌子粟のなかで、「唐以前には著録されていない」とし、宋の劉翰らの『開寶本草』と蘇頌の『圖經本草』（嘉祐七年奉進）を引いたが、『圖經』には、「九月布子、涉冬至春始生苗、極繁茂矣。不爾、種之多不出、出亦不茂」云々とあって、『纂要』の播種期（八月）と約一月の相違があるが、宋の蘇轍（子由）の「種藥苗詩」に、罌粟は「與麥偕種、

與稂偕熟」とあり、明の王象晉（山東濟南の人）

『二如亭群芳譜』花譜四 罌粟○種藝では、「八月中秋夜、或重陽月下子」云々と誌されているし、また宋の陳元靚『博聞錄』は「重九日（九月九日）種、又中秋夜種、則罌大子滿。種訖以竹掃帚之」と出てくる（『農桑輯要』卷六 罌粟に引くところによる）。

さらに宋の吳懌『種藝必用』（一六八・一六九條、四五ページ）には、より詳しく下の如く述べている。

「種罌粟花、以兩手重疊撒種、則開花重臺也。單葉罌粟子、於中秋夜種訖、用竹掃帚勻、則成千葉者」。

「種罌粟花、九月九日以竹掃帚或芒掃帚撒、結疊必大、子必滿。又云、「中秋夜種、則子滿疊」と。

なお「收地黃」（七一字、一二七ページ）のことは、先に觸れたところである。

十月では、「耕多葵」（一二四四ページ）の末尾に、「豌豆是月種之」とあり、五月の「雜事」には「收……豌豆……」とみゆ（九〇ページ）。豌豆の名は、『齊民要術』卷二大豆第六のはじめの夾注に、「豌豆・江豆・蠶豆、小豆類也」とあるだけだ。『纂要』は十月にうえ、五月に收めると

いう。然るに元の司農司撰『農桑輯要』卷二、豌豆には「務本新書」豌豆二、三月種「云々」とし、また明の李時珍の『本草綱目』卷二四、豌豆の「集解」には、「時珍曰、豌豆種出西胡。今北土甚多。八、九月下種」云々とみえる。さらに李長年主編『中國農學遺產選集 甲類第四種

豆類（上編）』（一九五八年刊、三四七ページ）を繙くと、

清の郭雲陞（河南滑縣の人）撰『救荒簡易書』救荒月令に、豌豆正月種、二月種、八月種、九月種、十月種、十一月種、十二月種と題して説述しており、『纂要』のいう十月に種えるものは、ここでは「河南省」「長垣縣農人、祥符縣農人、十月有種豌豆者」とし、また清の丁宜曾（山東日照の人）の『農圃便覽』には、「正月種豌豆」とともに「十月種豌豆」とあり、そして「五月刈豌豆」と出てくる。されば、この條からも、北方のそれを指したものと考えたい。

最後に十二月の「燒苜蓿」（六二字、一六七ページ）も、『齊民要術』卷三種苜蓿第二十九とちがっていて、興味ふかいものが見出される。

以上、私の氣づいた點を列示したが、もっと詳細に讀み出せば、色々と發見するところがある。また守屋君の言

葉すなわち「韓鄆が先人の書を引く場合には、そのことがら、唐五代の現實に十分適應すると思われるものを拔萃したにちがいないから、その記事もまた唐五代の農業經濟の實態を知るための參考となる」ことを、言い添えておう（『唐・五代歲時記資料の研究』『大阪大學文學部紀要』第九卷、七五ページ）。

終りに、中外人の本書に對する紹介があるに拘らず、わが國に無いと守屋君にいわれると、何か私に責任があるように、思ひのままを遠慮せず書くという諒解を氏から得たので、ここに發表する次第である。

附言 セページ下欄から八ページ上欄にみえる「種葵」の文章が、宋の吳慄『種藝必用』（『永樂大典』卷一三一九四に輯む。胡道靜校註、一九六三年農業出版社刊）二〇ページ（二七條）「正月晦日種葵」に、そのまま出て来る。尤もそれには「神仙種法」を誤って「神日種法」としている。また七ページ下欄の「（正月）鋤麥。再過爲良。又種春麥」が、『必用』の一六ページ（六條）に出てくる。

なお本書の四割あまりを占める占候・占卜・禁忌の資料の來源をさぐらんと、まず唐の翟曇悉達ら奉敕撰『大唐開元占經』一二〇卷と李淳風撰と傳える『觀象玩占』四九卷を、京大人文科學研究所で繙いてはみたものの、一向に興味が湧いて來ないので、卷を閉じてしまった。かの『農桑經』の撰者蒲松齡・柳泉先生は、康熙五三年かれ七五才のとき、上記『觀象玩占』を選録したといふけれど。（一九六五年秋、枚方市菊丘町五の十三にて）